

相続専用定期預金 「襷～たすき～」のご案内

大切な想いを、未来へつなぐ。



商品概要は裏面をご覧ください。

【対象となるお客さま】

- 相続手続き開始(または完了)から1年以内のお客さま
- 相続により取得した資金を原資としてお預けいただけるお客さま

【特別金利で、お預かりいたします】

1年定期 : 店頭金利 + 0.375%※

3年定期 : 店頭金利 + 0.500%※

5年定期 : 店頭金利 + 0.500%※

※特別金利の適用期間など、詳細は裏面をご覧ください。

「襷(たすき)」に込めた想い

大切なご家族が積み上げられた資産には、それぞれの過程に「想い」が込められています。

その大切な想いを未来へ「つなぐ」お手伝いをさせていただきたいという願いから、本商品を「襷(たすき)」と名付けました



倉吉信用金庫

KURAYOSHI SHINKIN BANK

商品概要説明書

令和8年3月2日現在

商品名	相続専用定期預金「樺～たすき～」				
取扱期間	令和8年3月2日より				
販売対象・条件	個人のお客さま（個人事業主の方を含む）				
預入対象資金	相続手続き開始から1年以内で、相続により取得した資金（他行含む）を原資としてお預けいただける個人のお客さま（相続人の既契約定期預金は不可）				
期間	1年・3年・5年（元金継続、元利継続のいずれか）				
種類	スーパー定期、大口定期				
預入	預入方法	一括預入			
	預入金額	1万円以上			
	預入単位	1万円以上1円単位			
払戻方法	満期日以降に利息と共に払い戻します。				
利息	適用利率	期間	店頭金利 (3/2時点)	上乗せ幅	預入金利
		1年	0.260%	0.375%	0.635%
		3年	0.300%	0.500%	0.800%
		5年	0.350%	0.500%	0.850%
	※特別金利の適用は、預入日から初回満期日の前日までの期間とし、満期後に継続となる定期預金は継続日における当金庫の店頭表示利率を適用します。				
利払方法	満期日以後に一括して支払います。				
計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算				
課税	<ul style="list-style-type: none"> ・利息に対し復興特別所得税を付加した20.315%（国税15.315%、地方税5.0%）の源泉分離課税（令和19年12月31日までに利息をお受け取りになる場合） ・マル優の取扱いも可能とします。 				
中途解約時の利率	満期日前に解約する場合は中途解約日の普通預金利率を適用します。 ※継続した定期預金を満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた当庫所定の利率を適用します。				
預金保険の適用	預金保険の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます。				
金利情報および商品概要説明書の入手方法	窓口および渉外担当者にお問い合わせください。				
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：0858-22-1111）にお申し出ください。紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・他の金利優遇商品との併用は出来ません。 ・金利情勢の変化等により取扱い期間内であっても取扱いを中止する場合があります。 				

倉吉信用金庫